

特定供給設備完成検査調書 (液化石油ガス法第37条の3、規則第62条第2項、規則別表第2)

(貯槽による貯蔵設備)

| | | | |
|---------|----------------------------|--|---|
| 販売事業者 | 名称 | 所在地 | |
| | 登録年月日 | 登録番号 | |
| 販売所 | 名称 | 所在地 | |
| | 供給先名称 | 所在地 | |
| 検査員職氏名 | | | |
| 検査実施年月日 | | 年 月 日 | 立会者氏名 |
| 許可内容 | 貯蔵能力 | 貯槽 k g | |
| | 新規許可 | 許可年月日 | 年 月 日 許可番号 第 号 |
| | 変更許可 | 許可年月日 | 年 月 日 許可番号 第 号 |
| | 変更の内容 | | |
| | | 3 t未満地上 | |
| | | 3 t未満埋設 | |
| | | 3 t以上地上 | |
| | | 3 t以上埋設 | |
| 番号 | 検査項目 | 検査方法 | 内 容 |
| 11 | 保安物件までの距離 第53条第2号イ | 貯槽の外側から第1種保安物件及び第2種保安物件に対する距離を巻き尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。 | 第一種保安物件 物件名： [] 距離： _____ m (法定：16.97m) 第二種保安物件 物件名： [] 距離： _____ m (法定：11.31m) 障壁又は地下埋設の必要性： 有 無 有の場合の措置： 障壁 地下埋設 この場合の保安距離 -----> 適 ・ 不適 貯蔵能力が3t以上の場合は、障壁又は地下埋設を行った場合であっても「第一種保安物件までは13.58m以上、第二種保安物件までは9.05m以上」の距離が必要。 |
| 12 | 障壁 第53条第2号ロ | 貯槽の障壁の設置状況を目視、図面及び記録により検査する。 | 障壁： 有 無 有の場合の構造 鉄筋コンクリート 高さ _____ m 厚さ _____ cm -----> 適 ・ 不適 直径 _____ mm鉄筋を 縦 _____ cm 横 _____ cm間隔で配筋 -> 適 ・ 不適 コンクリートブロック 高さ _____ m 厚さ _____ cm -----> 適 ・ 不適 直径 _____ mm鉄筋を 縦 _____ cm 横 _____ cm間隔で配筋 --> 適 ・ 不適 鋼 板 高さ _____ m 厚さ _____ mm -----> 適 ・ 不適 _____ mm x _____ mm の等辺山形鋼を 縦 _____ cm 横 _____ cmで補強 -> 適 ・ 不適 保安距離(検査項目11の「法定」距離)内に対象物が -----> 適 ・ 不適 ある場合の有効に保護できる構造(斜角) (例示基準2) |
| 13 | 指定地域内の地盤面下への埋設 第53条第2号ハ | 指定地域内のバルク貯槽の地盤面下への埋設状況を目視により検査する。 | |
| 14 | 埋設する貯槽 第53条第2号ニ | 埋設する貯槽の設置状況を図面及び記録により検査する。 | 埋設： 有 無 有の場合の措置 貯槽室に設置し、次のいずれかの措置が講じてある 貯槽の周囲に乾燥砂を詰めている -----> 適 ・ 不適 貯槽を水没させている -----> 適 ・ 不適 貯槽室内を強制換気している -----> 適 ・ 不適 次のいずれかの措置が講じてあり、貯槽室内に設置していない 横置きにより埋設 -----> 適 ・ 不適 深井戸式により埋設 -----> 適 ・ 不適 (例示基準17) 貯槽の頂部は30cm以上地盤面より下にある --> 適 ・ 不適 貯槽を二以上隣接して設置する場合にはその相互間に ----> 適 ・ 不適 1m以上の間隔が保たれている |
| 15 | 火気を取り扱う施設までの距離 第53条第2号ホ | 貯槽の外側から火気を取り扱う施設までの距離を巻き尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。なお、規定の距離を確保することができないものであって、当該貯槽と火気を取り扱う施設との間に漏えいした液化石油ガスが流動することを防止するための施設を設けているものについては、当該施設の設置状況を目視及び図面により検査する。 | 火気施設 物件名： [] 距離： _____ m (3t未満:5m, 3t以上:8m) 流動防止措置の必要性： 有 無 流動防止措置： 有 無 有の場合の措置状況 高さ： _____ m(2m以上)の耐火性の壁類設置 -> 適 ・ 不適 迂回水平距離： _____ m (3t未満:5m, 3t以上:8m) -> 適 ・ 不適 (例示基準16) |
| 16 | 貯槽間の距離 第53条第2号ヘ | 貯槽の外側から他の貯槽までの距離を巻き尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。 | 他の貯槽等： 有 無 有の場合の貯槽間の距離： _____ m (法定： _____ m) 他の貯槽等に対し1m又は当該貯槽及び他の貯槽等の最大直径の和の4分の1の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離が必要 法定距離がとれない場合の水噴霧装置 -----> 適 ・ 不適 (例示基準37) |

| 番号 | 検査項目 | 検査方法 | 内 容 | 未 | 未 | 上 | 上 | 検査結果 | |
|----|----------------------------|--|---|---|---|---|---|------|----|
| | | | | 上 | 埋 | 上 | 埋 | 適 | 不適 |
| 17 | 貯槽のさく、へい等 第53条第2号ト | 貯槽のさく、へい等の設置状況を目視により検査する。 | さく へい その他() 販売所内に設置されているもの又は地盤面下に埋設されているものを除く | | | | | 適 | 不適 |
| 18 | 貯槽の朱書 第53条第2号チ | 貯槽の周囲から朱書の状況を目視により検査する。 | 地上設置：貯槽の「液化石油ガス」の朱書 地下埋設：標識による「液化石油ガス」の朱書 | | | | | 適 | 不適 |
| 19 | 貯槽の材料 第53条第2号リ | 貯槽に使用されている材料を図面及び記録により検査する。 | 貯槽の胴及び鏡板の材料 JIS G 3106(1995)溶接構造用圧延鋼材(SM400A、SM490A及びSM490YAを除く。) JIS G 3115(1990)圧力容器用鋼板 上記と同等以上のもの () (例示基準18) | | | | | 適 | 不適 |
| 20 | 貯槽の欠陥 第53条第2号ヌ | 貯槽に使用上支障のある腐しやく、割れ等の欠陥がないものであることを目視及び記録により検査する。 | | | | | | 適 | 不適 |
| 21 | 貯槽の腐しやくを防止する措置 第53条第2号ル | 貯槽の腐しやくを防止する措置を目視及び記録により検査する。 | 地上設置 └ 下地処理及び錆止め塗装 -----> 適・不適 地下埋設 └ 貯槽室に設置する場合 └ 下地処理、錆止め塗装及びアスファルトプライマーの塗布-> 適・不適 貯槽室に設置しない場合 └ 錆止め塗装及びアスファルトプライマー等の塗布等 -----> 適・不適 電気防食措置 -----> 適・不適 貯槽に付属する貯槽室以外に埋設する配管外面の -----> 適・不適 錆止め塗装及びアスファルトプライマー等の塗布等 └ 地盤面上に突出している部分の錆止め塗装及び化粧ペイント塗布 -----> 適・不適 (例示基準19) | | | | | 適 | 不適 |
| 22 | 貯槽の基礎 第53条第2号ヲ | 貯槽の基礎の状況を図面及び記録により検査し、貯槽の支柱と基礎の緊結状態を目視により検査する。 | 貯槽の基礎の状況 └ 影響を及ぼす原因の有無に係る地盤調査 -----> 適・不適 地盤の許容支持力度の値は貯槽等による単位面積当たりの荷重を上回っている -----> 適・不適 貯槽の支柱の同一基礎への緊結 -----> 適・不適 貯槽の基礎の緊結状態 └ 水平な基礎面への緊結 -----> 適・不適 アンカーボルトによる締め付け -----> 適・不適 アンカーボルト、ナット及び座金の材料 -----> 適・不適 └ JIS G 3101(1995)一般構造用圧延鋼材 JIS G 3112(1987)鉄筋コンクリート用棒鋼 JIS B 1181(1993)六角ナット JIS B 1256(1978)平座金 横置円筒形貯槽の支柱間隔が5m以上である場合のすべり板 └ 基礎への強固な固定 -----> 適・不適 支柱の底面より小さくないこと -----> 適・不適 材料はJIS G 3101(1995)一般構造用圧延鋼材 -----> 適・不適 厚さ：_____mm(標準12mm又は16mm) -----> 適・不適 └ スライド面には、そりかえり等ないこと -----> 適・不適 (例示基準20) | | | | | 適 | 不適 |
| 23 | 貯槽の耐圧試験及び気密試験 第53条第2号ワ | 貯槽について、耐圧試験設備を用いた常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。また、耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。 | 耐圧試験 試験 記録 -----> 適・不適 気密試験 試験 記録 -----> 適・不適 (例示基準21) | | | | | 適 | 不適 |
| 24 | 貯槽の肉厚 第53条第2号カ | 貯槽の肉厚を肉厚測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。 | 測定 記録 (例示基準22) | | | | | 適 | 不適 |
| 25 | 貯槽の圧力計及び安全弁 第53条第2号コ | 貯槽の圧力計の設置状況を目視により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。また、安全弁の設置状況を目視により検査し、その機能を安全弁作動試験用器具を用いた作動試験又はその記録により検査する。 | 圧力計(機器番号照合) └ 設置状況 -----> 適・不適 精度(測定 記録) -----> 適・不適 安全弁(機器番号照合) └ 設置状況 -----> 適・不適 機能(測定 記録) -----> 適・不適 (供給・消費・特定供給設備告示第2条) | | | | | 適 | 不適 |
| 26 | 貯槽の安全弁の放出管 第53条第2号ク | 貯槽の安全弁の放出管の開口部の位置及び設置状況を巻尺その他の測定器を用いた測定又は目視により検査する。 | 安全弁(機器番号照合) └ 放出管の開口部 └ 位置は、周囲に着火源のない安全な位置 -----> 適・不適 地盤面から5m以上の高さ又は貯槽の頂部から2m以上の高さのいずれか高い位置以上 -----> 適・不適 | | | | | 適 | 不適 |
| 27 | 貯槽の液面計等 第53条第2号ケ | 貯槽の液面計及び止め弁の設置状況を目視により検査し、止め弁の機能を作動試験又はその記録により検査する。 | 液面計(機器番号照合)： ガラス管液面計 ガラス管以外 └ ガラス管液面計の場合の措置 └ 使用するガラスは、JIS B 8211(1994)ガラス管液面計ガラス中 --> 適・不適 記号B若しくは記号Pに該当するもの又は同等以上の強度を有する └ 金属又は合成プラスチックの保護覆が設けられている --> 適・不適 └ 自動式 手動式止め弁が設けられている-> 適・不適 └ 止め弁の機能 -----> 適・不適 (例示基準23) | | | | | 適 | 不適 |

| 番号 | 検査項目 | 検査方法 | 内 容 | 未 | 未 | 上 | 上 | 検査結果 | |
|----|--|--|---|---|---|---|---|------|----|
| | | | | 上 | 埋 | 上 | 埋 | 適 | 不適 |
| 28 | 貯槽の受入管及び供給管に設けるバルブ 第53条第2号ソ | 貯槽の受入管及び供給管に設けたバルブの設置状況を目視により検査する。 | 受入管及び供給管には、検査番号29に係るバルブのほか、二以上のバルブを設け、当該二以上のバルブの一は、当該貯槽の直近に設けられていること。 | | | | | 適 | 不適 |
| 29 | 貯槽の受入管及び供給管に設ける緊急遮断装置等 第53条第2号ツ | 貯槽の受入管及び供給管に設けた緊急遮断装置の設置状況を目視により検査し、当該緊急遮断装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 | <p>受入管の措置： 緊急遮断装置 逆止弁 機器番号照合 取付け位置 貯槽元弁の外側の貯槽に近い位置 貯槽の内部 -----> 適 ・ 不適 貯槽の元弁と兼用していないこと -----> 適 ・ 不適</p> <p>緊急遮断装置である場合の操作機構等 動力源： 油圧 気圧 電気 パネ 遮断操作 操作位置：当該貯槽から5m以上離れた位置で、液化石油ガスの大量流出に対し十分安全な場所にあること 操作：簡単確実に速やかに行うことができること -> 適 ・ 不適 機能確認： 作動試験 記録 -----> 適 ・ 不適</p> <p>供給管の緊急遮断装置 機器番号照合 取付け位置 貯槽元弁の外側の貯槽に近い位置 貯槽の内部 -----> 適 ・ 不適 貯槽の元弁と兼用していないこと -----> 適 ・ 不適</p> <p>緊急遮断装置の操作機構等 動力源： 油圧 気圧 電気 パネ 遮断操作 操作位置：当該貯槽から5m以上離れた位置で、液化石油ガスの大量流出に対し十分安全な場所にあること 操作：簡単確実に速やかに行うことができること -> 適 ・ 不適 機能確認： 作動試験 記録 -----> 適 ・ 不適</p> <p>5000リットル以上の貯槽が対象 (例示基準38)</p> | | | | | 適 | 不適 |
| 30 | 貯槽及び支柱の温度上昇を防止するための措置 第53条第2号ネ | 貯槽及びその支柱について、その構造の耐熱性及び冷却用散水装置その他の冷却装置の設置状況を目視及び記録により検査し、当該冷却装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 | <p>措置内容： 噴霧装置（散水装置含む） 消火栓 準耐火構造貯槽</p> <p>噴霧装置 5m以上離れた位置で操作できること -----> 適 ・ 不適 噴霧装置は貯槽全表面に噴霧できる固定した装置であること ----> 適 ・ 不適 貯槽表面積1㎡につき5L/min(準耐火構造貯槽は2.5L/min)以上の割合で計算した水量を噴霧できるものであること</p> <p>消火栓 5m以上離れた位置で操作できること -----> 適 ・ 不適 当該貯槽の外側から40m以内に、貯槽に対していずれの方向からも放水できるものであること ----> 適 ・ 不適 筒先圧力が0.245MPa以上、放水能力350L/min以上であること -----> 適 ・ 不適 貯槽表面積40㎡(準耐火構造貯槽の場合は85㎡)につき -----> 適 ・ 不適 消火栓1個の割合で計算した個数以上であること</p> <p>噴霧装置又は消火栓の機能（ 作動試験 記録）-> 適 ・ 不適 準耐火構造貯槽である場合の被覆 -----> 適 ・ 不適</p> <p>高さ1m以上の支柱に係る措置 被覆 噴霧装置又は消火栓 -----> 適 ・ 不適 (例示基準24)</p> | | | | | 適 | 不適 |
| 31 | 貯槽の液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備 第53条第2号ナ | 貯槽から漏えいした液化石油ガスが滞留するおそれのある場所に設けた当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視、図面及び記録により検査し、当該検知警報設備の機能を作動試験等又はその記録により検査する。 | (例示基準25) | | | | | 適 | 不適 |
| 32 | 貯槽の静電気を除去する措置 第53条第2号ラ | 貯槽の静電気を除去する措置の設置状況を目視及び記録により検査する。 | (例示基準26) | | | | | 適 | 不適 |
| 33 | 貯槽の防消火設備 第53条第2号ム | 貯槽に設置された防消火設備の設置状況を目視及び図面により検査し、その機能を作動試験又はその記録により検査する。 | <p>消火設備 能力： A - B - (A 4、B 10以上) ----> 適 ・ 不適 設置本数： 本 (3本以上) -----> 適 ・ 不適</p> <p>防火設備(貯蔵能力が3t以上の場合)： 散水設備 消火栓 散水設備又は消火栓の機能： 作動試験 記録 -> 適 ・ 不適 (例示基準5)</p> | | | | | 適 | 不適 |
| 34 | 貯槽の受入管及び供給管に設けたバルブ等の開閉方向等の明示、バルブに係る受入管及び供給管の液化石油ガスの流れの方向の表示の措置の状況を目視又は記録により検査する。 | 貯槽の受入管及び供給管に設けたバルブ等の開閉方向等の明示、バルブに係る受入管及び供給管の液化石油ガスの流れの方向の表示の措置の状況を目視又は記録により検査する。 | <p>バルブ等の開閉方向の明示 -----> 適 ・ 不適 液化石油ガスの流れの方向の表示 -----> 適 ・ 不適</p> | | | | | 適 | 不適 |
| 35 | 耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造 第53条第2号キ | 耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視、図面及び記録により検査する。 | (耐震告示) | | | | | 適 | 不適 |
| 37 | 貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの供給数量 第53条第4号 (第18条第4号) | 貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの最大消費数量を供給しうることを目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。 | <p>貯槽は3t以上 受入管、供給管にあっては、液状の液化石油ガスが通る地盤面上の受入管及び供給管（外径が45mm以上のものに限る）であって貯槽から地震防災遮断弁までの間のものが対象 (例示基準27)</p> | | | | | 適 | 不適 |

| 番号 | 検査項目 | 検査方法 | 内 容 | 未 | 未 | 上 | 上 | 検査結果 | |
|----|--|---|--|---|---|---|---|------|----|
| | | | | 上 | 埋 | 上 | 埋 | 適 | 不適 |
| 38 | バルブ、集合装置、供給管及びガス栓の欠陥 第53条第4号 (第18条第5号) | バルブ、集合装置、供給管及びガス栓に使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものであることを目視により検査する。 | (基本通達規則第18条関係9) | | | | | 適 | 不適 |
| 39 | バルブ、集合装置及び供給管の腐食防止措置 第53条第4号 (第18条第6号) | バルブ、集合装置及び供給管の腐食防止措置を目視、図面及び記録等により検査する。 | (例示基準28) | | | | | 適 | 不適 |
| 40 | バルブ、集合装置及び供給管の材料 第53条第4号 (第18条第7号) | バルブ、集合装置及び供給管に使用されている材料を図面及び記録により検査する。 | (例示基準28) | | | | | 適 | 不適 |
| 41 | 貯槽と調整器の間に設置される管の耐圧試験 第53条第4号 (第18条第8号イ) | 貯槽と調整器の間に設置される管について耐圧試験設備を用いた2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。 | 試 験 記 録 | | | | | 適 | 不適 |
| 42 | 調整器とガスメーターの間に設置される管の耐圧試験 第53条第4号 (第18条第8号ロ) | 調整器とガスメーターの間に設置される管について、耐圧試験設備を用いた0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。 | 試 験 記 録 調整器より下流の設備のため不要 | | | | | 適 | 不適 |
| 43 | 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管の耐圧試験 第53条第4号 (第18条第8号ハ) | 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管について、耐圧試験設備を用いた0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。 | 試 験 記 録 | | | | | 適 | 不適 |
| 44 | 貯槽と集合管又は調整器を接続する管の引張試験 第53条第4号 (第18条第8号ニ) | 貯槽と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管について引張試験設備を用いた1キロニュートン以上の力で行う引張試験又はその記録により検査する。 | 試 験 記 録 | | | | | 適 | 不適 |
| 45 | バルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験 第53条第4号 (第18条第10号) | バルブ、集合装置、気化装置及び供給管について漏えい試験設備を用いた漏えい試験又はその記録により検査する。 | 試 験 記 録 (例示基準29) | | | | | 適 | 不適 |
| 46 | 気化装置の欠陥 第53条第4号 (第18条第19号イ) | 気化装置に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを目視及び記録により検査する。 | 機器番号照合 | | | | | 適 | 不適 |
| 47 | 気化装置の耐圧試験 第53条第4号 (第18条第19号ロ) | 気化装置について耐圧試験設備を用いた1.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。 | 試 験 記 録 (基本通達規則第18条関係12) | | | | | 適 | 不適 |
| 48 | 気化装置の構造 第53条第4号 (第18条第19号ハ) | 気化装置の構造が直火で直接液化石油ガスを加熱する構造でないことを目視及び図面により検査する。 | (基本通達規則第18条関係12) | | | | | 適 | 不適 |
| 49 | 気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置 第53条第4号 (第18条第19号ニ) | 気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置について目視及び図面により検査する。 | 措置内容 フロートによる自動制御弁の制御 気化ガスの温度による自動制御弁(又は調整器出口)の制御 熱媒の温度による自動制御弁の制御 (例示基準33) | | | | | 適 | 不適 |
| 50 | 気化装置の温水部の凍結防止措置 第53条第4号 (第18条第19号ホ) | 気化装置の温水部の凍結防止の措置状況を目視、図面及び記録により検査する。 | 措置内容 温水に不凍液添加 不燃性断熱材料を用いた気化装置全体又は温水部被覆 (例示基準34) | | | | | 適 | 不適 |
| 51 | 調整器の欠陥及び液化石油ガスへの適合 第53条第4号 (第18条第20号イ) | 調整器に使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものであること及び消費する液化石油ガスに適合したものであることを目視により検査する。 | 腐食、割れ等の欠陥 -----> 適・不適 液化石油ガスの適合性 -----> 適・不適 機器番号照合 (例示基準27) | | | | | 適 | 不適 |
| 52 | 調整器の耐圧性能及び気密性能 第53条第4号 (第18条第20号ロ) | (1) 調整器(二段式減圧用二次側のものを除く)の高圧部について耐圧試験設備を用いた2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査し耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた1.5MPa以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。 (2) 調整器(二段式減圧用二次側のものに限定)の高圧部について耐圧試験設備を用いた0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査し耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた0.15MPa以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。 | 二段式減圧用二次側を除く調整器 高圧部の耐圧試験 試 験 記 録 ----> 適・不適 組立状態の気密試験 試 験 記 録 ----> 適・不適 二段式減圧用二次側に限定調整器 高圧部の耐圧試験 試 験 記 録 -----> 適・不適 組立状態の気密試験 試 験 記 録 -----> 適・不適 | | | | | 適 | 不適 |

| 番号 | 検査項目 | 検査方法 | 内 容 | 未 | 未 | 上 | 上 | 検査結果 | |
|--|---|--|--|-----|-------|---|---|------|----|
| | | | | 上 | 埋 | 上 | 埋 | | |
| 53 | 調整器の調整圧力及び閉そく圧力 第53条第4号 (第18条第20号ハ) | (1) 調整器(生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る)の調整圧力は、2.3 kPa以上3.3 kPa以下であり、かつ、閉そく圧力は3.5 kPa以下であることを圧力測定設備を用いた試験又はその記録により検査する。 | 生活の用に供する液化石油ガスに係る調整器 調整圧力 試験記録 ----->適・不適 閉そく圧力 試験記録 ----->適・不適 (例示基準30) | | | | | 適 | 不適 |
| | | | (2) 調整器((1)に規定するものを除く)の調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものであることを圧力測定設備を用いた試験又はその記録により検査する。 | | | | | | |
| 54 | 地下室等の緊急遮断装置 第53条第4号 (第18条第21号) | 地下室等の緊急遮断装置又はバルブの設置状況を目視又は記録により検査する。 | 地下室等(告示第3条)の有無: 有 無 有の場合の措置 緊急遮断装置 当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所に ----> 適・不適 おいて直ちに供給を停止することができるものであること 貯蔵設備ごとにこれに近接して設けられていること --> 適・不適 バルブの設置 -----> 適・不適 供給・消費・特定供給設備告示第4条で定める地下室等に限る措置 機器番号照合 (供給・消費・特定供給設備告示第3条、第4条) | | | | | 適 | 不適 |
| 検査結果 | | 合 格 | | | 不 合 格 | | | | |
| 指示事項等の改善確認方法 | | 検査項目番号 | 確認方法 | 処 置 | | | | | |
| 注)確認方法欄には、文書報告、写真報告、再検査等の改善事項についての確認方法を記載する。 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | |

上記「番号」は、規則別表第2の検査項目の番号に対応した番号である。
 上記「検査内容」中、 は設備の状況に応じレ印を記載し検査する項目、 は該当する場合は必ず検査が必要となる項目である。